建 設 建 築 委 員 会 記 録 (No.30)

- 1 日 時 令和6年10月7日(月) 午前 9時59分 開会 午前10時41分 閉会
- **2** 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員(9人)

委	員	長	泉		日占	出夫	副	委	員	長	Щ	内	涼	成
委		員	中	島	慎		委			員	渡	辺		均
委		員	西	田		_	委			員	松	岡	裕-	一郎
委		員	木	畑	広	宣	委			員	浜	口	恒	博
委		員	=	原	朝	利								

- 4 欠席委員(0人)
- 5 出席説明員

技術監理局長 尊 田 利 文 都市戦略局長 上村周二 計画部長 南 孝 昌 都市計画道路担当課長 池田秀昭 開発指導課長 都市整備局長 見 昌太郎 石 川 達 郎 河川公園部長 越英明 神嶽川旦過地区整備室長 草野 船 尚嗣 外 関係職員

6 事務局職員

書記岩瀬美咲書記吉冨裕二

7 付議事件及び会議結果

番号	付	議	事	件	会議結果					
	議案第1195	号 北九	州市地区	区計画の区						
1	域内におけ	る建築物	の制限に	こ関する条						
	例の一部改造	正につい	て							
-	議案第120号	テ 北九/	州市自動:	車駐車場						
2	条例の一部	改正につ	いて							
	議案第121号	テ 北九/	州市都市	公園、霊						
3	園、駐車場	等の設置	及び管理	里に関する						
	条例の一部	改正につ	いて							
4	議案第122号	計 高規棒	各救急自	動車の取						
$\frac{4}{2}$	得について									
-	議案第123号	} 特殊分	災害対応	自動車の	可沙ナッキャのし沙ウトキ					
5	取得につい	て			可決すべきものと決定した。 					
6	議案第124号	· 高発泡	包照明車	の取得に						
0	ついて									
7	議案第125号	春の時	丁団地第	1 工区市						
	営住宅建設	工事請負	契約の一	一部変更に						
	ついて									
	議案第128号	号 令和(6年度北	九州市一						
8	般会計補正	予算(第	2号) の	うち所管						
	分									
9	議案第129号	号 令和(6年度北	九州市土						
	地区画整理	特別会計	補正予算	五(第1号)						
10					別添請願・陳情一覧表の請願2件及び陳情50					
	請願第7号	外51件に	ついて		件について、閉会中継続審査の申出を行うこ					
					とを決定した。					
11	魅力的なま	ー ちづく n	について	- 外 9 件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉					
	(四/1日)/4 よ	y		. / F 4 IT	会中継続調査の申出を行うことを決定した。					
12	下関北九州	道路の都	市計画及	び環境影	都市戦略局より別添資料のとおり報告を受けた。					
12	響評価(準	備書)の	手続きに	こついて						
13	盛土規制法	に関する	取組につ	いいて	1/ /=0					

旦過地区再整備事業におけるA地区立 体換地建築物に関する状況報告につい ~

都市整備局より別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

14

○委員長(泉日出夫君) それでは、開会いたします。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、都市戦略局から2 件、都市整備局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第119号から125号、128号のうち所管分及び129号の以上9件を一括して議題と します。

これより採決を行います。

議案第119号から125号、128号のうち所管分及び129号の以上9件について一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案9件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案9件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

次に、請願・陳情の審査を行います。

本委員会に新たに付託された陳情6件を含む、お手元配付の一覧表記載の請願2件、陳情50件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会 中継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に関する職員を除き、退室を願います。

(執行部入退室)

次に、都市戦略局から、下関北九州道路の都市計画及び環境影響評価準備書の手続について 及び盛土規制法に関する取組について、都市整備局から、旦過地区再整備事業におけるA地区 立体換地建築物に関する状況報告についての以上3件について、一括して報告を受けます。都 市計画道路担当課長。

〇都市計画道路担当課長 下関北九州道路の都市計画及び環境影響評価準備書の手続について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、暮らし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流、物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、さらに、災害時の代替路としての機能や役割を担う道路です。これまで国及び関係自治体が連携して都市計画及び環境影響評価の手続を実施してきましたが、今回都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧を開始したことから、その内容について御報告いたします。

初めに、これまでの取組状況について御説明いたします。

まず、都市計画手続についてです。令和3年度から都市計画決定に向けた調査及び設計を実施し、令和6年5月にルート素案が完成し、沿線の地権者等を対象とした地元説明会を開催し、 内容について当委員会で御報告させていただきました。

その後、都市計画原案を作成し、縦覧及び説明会を実施しました。縦覧は、都市交通政策課、各区役所総務企画課、北九州市ホームページで実施し、約3,680名の方に周知を行いました。原案説明会には約60名の方に参加いただき、事業費や市の負担額は、日明の住居地区での工事などは発生するか、海釣り公園は今後も使用可能かといった質問を受けました。公聴会につきましては、期間内に公述申出人がいなかったため中止としております。

続きまして、環境影響評価についてです。環境影響評価は、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていくための制度です。環境影響評価は、大きく配慮書、方法書、準備書、評価書といった4段階に分類されており、下関北九州道路については、これまで配慮書及び方法書が策定されております。

次に、現在実施中の都市計画案及び準備書の縦覧などについて説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。現在、10月1日から11月1日まで都市計画案及び準備書の 縦覧を実施しており、11月15日まで意見書を募集しております。都市計画案につきましては、 前回報告内容から変更がありませんので、説明を割愛させていただきます。

準備書は、方法書で定めた項目について、調査、予測、評価、環境保全対策の検討結果を示し、環境保全に関する考え方を取りまとめたものです。予測項目は、資料2ページの中段にある表の左に記載の大気質、騒音、振動などです。予測の結果、大気質、騒音、日照障害、動物・

植物・生態系、人と自然の触れ合いの活動の場の項目で環境保全対策が必要と判明しました。 このため、それぞれの項目で表に記載の工事施工ヤードへの散水、遮音壁の設置などの対策を 実施することで、全ての項目で下関北九州道路が周辺の環境に及ぼす影響について、できる限 り回避または低減を図っております。

動物・植物・生態系につきましては、繁殖時期に配慮した施工時期の検討や、低騒音型建設機材の採用など、施工時に環境保全措置を実施します。また、工事後には事後調査も実施し、結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることとしております。事後調査を実施する対象種につきましては、資料4ページに記載のミサゴ、フクロウ、スナメリです。

また、景観への影響につきましては、下関北九州道路の整備により、一部眺望景観に変化が 生じますが、構造物等のデザインや色彩の検討などにより、影響は低減されると予測されてい ます。イメージにつきましては、資料4ページを御覧ください。

資料の2ページの中段にお戻りください。これらの結果から、環境影響の総合的な評価として、事業者が環境保全措置を講じることで、下関北九州道路が周辺の環境に及ぼす影響について、できる限り回避または低減が図られており、動物及び生態系については適切な事後調査を実施することから、環境保全について適切な配慮となっております。

最後に、今後の予定について説明します。 2ページ下段を御覧ください。縦覧期間終了後、 速やかに都市計画案及び準備書についての意見を取りまとめ、今冬以降に福岡県及び北九州市 の環境審査会に付議したいと考えております。

その後、環境審査会の意見を踏まえ、国及び2県2市が評価書を作成し、都市計画案と評価書を併せて都市計画審議会に付議したいと考えております。都市計画決定告示までに要する期間は、手続が円滑に進んだ場合、本年5月のルート素案送付からおおむね2年程度と考えております。本市としましては、今後も国や関係自治体、地元経済界などの関係機関と連携しながら、下関北九州道路の早期実現に向けて都市計画や環境影響評価の手続を着実に進めていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 開発指導課長。
- **○開発指導課長** 盛土規制法に関する取組について説明させていただきます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。まず、1項目めの盛土規制法に関する経緯でございます。令和3年7月に静岡県熱海市で発生しました大規模な土石流災害を受けまして、国は危険な盛土を全国一律の基準で見直すため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法と申しております。これを令和5年5月26日に施行しました。

北九州市も危険な盛土等による災害から市民の暮らしを守るため、盛土等により人家等に被

害を及ぼし得る区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定する必要がありまして、このたび対象区域案を作成しました。今回、対象区域案と盛土規制法の運用までのスケジュールについて御報告させていただきます。

次に、2項目めの盛土規制法の概要についてです。現行の宅地造成等規制法では、主に丘陵地にあります市街地を対象区域として指定しまして、宅地を造成するための盛土、切土に限定をしておりましたので、盛土等の規制が十分でないエリアが存在しておりました。このため、盛土規制法では、国の定める基本方針に基づき、広く対象区域として指定します。

また、法改正に伴う変更点として、大きく4つが上げられております。

まず、(1)の隙間のない区域の設定について、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼし得る区域を対象区域として指定します。このうち、市街地や集落など人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼし得るエリアを宅地造成等工事規制区域、市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼし得るエリアを特定盛土等規制区域に指定します。

次に、資料の2ページを御覧ください。(2)の盛土等の安全の確保について、一定規模の造成について許可が必要となり、安全基準への適合について審査や検査を受ける必要があります。 対象となる規模は、図で示しておりますとおりです。例えば、宅地造成等工事規制区域内では、高さ1メートルを超える盛土、高さ2メートルを超える切土、一時的な土石の堆積、いわゆる土砂の仮置きなどを行う場合が対象となり、許可が必要となります。なお、これらは土地の安全性を高めるものであり、建築や土地の利用を制限するものではありません。

- (3)の盛土等を安全に保つ責務につきましては、盛土等が行われた土地は、旧法と同様に土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有します。また、土地所有者だけでなく、原因となる行為者に対しても是正措置等を命令できるようになります。
- (4)の実効性のある措置について、抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対して、最大で懲役3年以下または罰金1,000万円以下と罰則が強化されました。また、法人にはこれらの罰則に加え、最大で3億円以下の罰金が科せられることとなりました。

資料の3ページを御覧ください。続いて、3項目めの北九州市の取組について説明いたします。北九州市は、法改正前の宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成工事規制区域を指定しておりまして、盛土規制法の規定による2年間の経過措置期限となる令和7年5月25日までに新たに対象区域を指定する必要があります。検討に当たりましては、国の基本方針や実施要領などに基づくとともに、隣接する自治体と区域を調整し、地盤工学、都市計画、防災、農林、法律の各分野の有識者等で構成する専門会議において意見を聞いた上で、対象区域案を作成しております。

続いて、4項目めの対象区域案について御説明いたします。資料4ページの盛土規制法に基

づく対象区域案を御覧ください。盛土等による災害から市民の暮らしを守るため、これまで市域の約1割程度でありました対象区域を大幅に拡大し、市全域を隙間なく設定します。このうち、ピンク色で示しているエリアを宅地造成等工事規制区域、緑色で示しているエリアを特定盛土等規制区域に設定しております。

なお、先日配布させていただきました区域案につきましては、若松区響町三丁目におきまして、区域の着色がされていない箇所がありましたので、この埋立てが完了されているエリアにつきましては、今回特定盛土等規制区域として修正させていただきました。

では、続きまして資料の3ページにお戻りください。最後に、5項目めの今後の予定について御説明いたします。今月、10月15日から1か月間、広く市民に周知するため、対象区域案についてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの結果につきましては、12月上旬頃に改めて常任委員会で御報告させていただきたいと考えております。その後、確定した対象区域図をホームページで公表する予定です。また、令和7年1月から3月までの約3か月間を盛土規制法の運用に向けた周知期間とし、事業者説明会等を開催いたします。令和7年4月から盛土規制法に基づく新しい運用を開始し、盛土等に伴う災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で盛土規制法に関する取組について説明を終わります。

- ○委員長(泉日出夫君)神嶽川旦過地区整備室長。
- ○神嶽川旦過地区整備室長 旦過地区再整備事業におけるA地区立体換地建築物に関する状況報告をいたします。

タブレットの資料1ページを御覧ください。初めに、改めて旦過地区再整備事業の概要を御説明いたします。旦過地区再整備事業は、河川改修事業と土地区画整理事業を一体的に実施し、旦過地区が抱える防災面の課題の解決を図るとともに、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出を目指しております。このうち土地区画整理事業は、事業区域をA、BC、D、Eの4つのエリアに分けて、段階的に整備を進める計画としております。

A地区以外の地区は、権利者が建物整備を行うこととなっておりますが、A地区のみ北九州 市が立体換地建築物を整備し、完成後、権利者へ引き渡し、権利者が維持管理を行うこととな っております。

移転補償契約につきましては、10月中旬から本格的な解体を開始するA地区及びBC地区にまたがっている中央市場の全権利者と契約を完了しております。

なお、A地区の未契約者は、中央市場の範囲外の建物を所有しております。現在、事業スケジュールに影響がないよう、丁寧に移転交渉を重ねているところです。

また、再整備事業の推進と市場のにぎわい創出を目的として、令和4年の火災跡地に整備した旦過青空市場は、本日10月7日に全ての区画が埋まり、全店舗がオープンする予定となっております。全26区画、22店舗が一丸となって、にぎわいを創出していただくことを期待してお

ります。

続いて、タブレットの2ページを御覧ください。A地区立体換地建築物の整備についてです。まず、立体換地について簡単に御説明いたします。(1)の下段に記載している参考の図を御覧ください。左の図は、整備前のイメージです。従前のAからDの土地を右の図のように区画を整理し、その区画内に整備した高層の建物、いわゆる立体換地建築物の床及び土地の権利を従前の土地の所有者へ返す手法を立体換地といいます。

(1)の上段に戻りまして、整備概要を説明いたします。立体換地建築物は鉄骨造地上4階建て、延べ床面積8,257平米の建物で、整備費用は約24.5億円の予定です。市場関係者と話合いを重ね、北九州市が設計を行っており、1階は今の市場の雰囲気を引き継ぐ生鮮食品等の店舗約40区画、2階は北九州の台所を象徴するような飲食店などが集積した空間、3・4階、屋上は128台分の駐車場となる予定です。建物整備の契約については、12月議会で議案を提出させていただきたいと思っております。

続いて、A地区の工事スケジュールを御説明いたします。タブレット3ページ、右肩に別紙1と書いておる資料を御覧ください。上段の図、赤色の囲いのエリアが中央市場です。中央市場の本格的な建物解体は10月中旬から実施し、順調に進めば、12月から埋蔵文化財調査を実施する予定です。下段の図、紫色の囲いのエリアがA地区で、年明け1月から立体換地建築物の工事を着工する予定です。令和8年3月の完成を目指しており、建物完成後、権利者へ建物を引き渡し、権利者が内装工事を行うこととなっております。

タブレットの資料2ページへお戻りください。最後に、事業全体の今後のスケジュールです。 BC地区につきましては、北九州市立大学と市場の共有建物を令和8年度末までに整備する予 定です。D、E地区についても順次、補償調査、移転交渉を進めることとしており、事業全体 としては計画どおり令和9年度末の完成を目指しております。

長年多くの方々から親しまれている北九州の台所、旦過市場を次の世代につないでいくため、 これからも市場関係者の方々と連携し、魅力を高め、安全・安心な市場へ発展していくよう、 スピード感を持って再整備事業に取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

- ○委員長(泉日出夫君) ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。山内委員。
- **○委員(山内涼成君)**まず、下北道路ですけれども、今回は環境アセスということで、今の進 捗状況を報告していただいたと思います。環境アセスは、非常に大事なことですから、進めら れていくことだろうと思いますけれども、ただ、実施主体であり、建設手法であり、費用の負 担割合、これについてはどの段階で示されるのかということを明確にしてほしいのと、なるべ く早く教えていただきたいということについて、1つ答弁があればお願いします。

それから、盛土規制法ですが、ちょっと聞き逃したんですけれども、響町の何丁目やったですかね。特定盛土等規制区域に新たに入れるということは説明されましたけど、もう一回聞かせてください。

それから、今大規模な盛土地域が1,700か所あると伺いました。この大規模な盛土というのは、 許可対象となる盛土等の規模というところのどれに該当するのか教えてください。以上です。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画道路担当課長。
- ○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の事業主体などがいつ決まるかというところでございます。現在、先ほどの報告の中でも御説明しましたけれども、都市計画及び環境影響評価、これを令和8年春頃、今年の5月に着手してからおおむね2年ということで、令和8年春頃を目指して進めております。お尋ねの事業主体、いつ決まるかというところは、現時点では明確にお示しすることはできませんけれども、私どもとしましては速やかに事業着手できるよう、国に要望を行っておるところでございます。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 開発指導課長。
- **○開発指導課長** 今回、特定盛土等規制区域に着色しました箇所は、響町三丁目になります。 これは若松区の響灘に面したところになります。これは埋立工事中でありましたので、白で色 が塗っていないところがあったんですけど、今回ここで埋立てがしゅん工したというのが確認 されましたので、その分は特定盛土の規制区域として塗らせていただきました。

それから、大規模盛土について、許可基準がどこに当たるのかということでございますが、 大規模盛土は平成30年から令和元年に調査をいたしまして、盛土規制法の施行の前に調査した 案件でございます。この趣旨は、大規模な盛土についてまずは調査して、危険な箇所があれば 指導していくと、そういうスタンスから調査したものだと認識しております。

ちなみに、許可基準で言いますと、許可が必要な盛土は、高さが1メートルの盛土とか、2 メートルの切土とか、それから、宅地造成等工事規制区域で言えば500平米を超える盛土とか、 そういったものがまた違う条件で許可が必要となっております。以上でございます。

- 〇委員長(泉日出夫君)山内委員。
- ○委員(山内涼成君) すみません。盛土のところは大規模が1,700か所ありますよね。その1,7 00か所というのはこの規制基準の中で、幅広くこれに当てはまるという理解でよろしいんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 開発指導課長。
- **○開発指導課長** すみません。大規模盛土の定義が斜面地の宅地で利用されている3,000平米 以上の盛土ということになっておりますので、そういう場合はこれに該当して、当然許可が要 るとなっております。以上です。
- 〇委員長(泉日出夫君)山内委員。
- ○委員(山内涼成君)分かりました。下北道路ですね、今回の報告は、環境アセスに特化した

ものだと理解はしているんですけれども、こうした実施主体だとか費用の負担割合とかという のはどういった会議で決まるんですか。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画道路担当課長。
- **〇都市計画道路担当課長** 事業主体、費用負担、そういったところですけれども、国において そのあたりの判断がなされるものと考えております。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)**ということは、都市計画が完了した後、国の審査とかが行われますよね。 その中で行われるということの理解でいいですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画道路担当課長。
- **〇都市計画道路担当課長** その都市計画の審査なのか、そこは定かではありませんが、国において事業主体、費用負担割合について示されるものと考えております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **○委員(山内涼成君)**いいです。ありがとうございます。
- **○委員長(泉日出夫君)**ほかに質問、意見はありませんか。西田委員。
- **○委員(西田一君)**まず、下北道路じゃなくて、僕は北下道路と言っているんですけど。今回環境アセスなんですが、以前、例えば日明ランプだとか、要は結節点の渋滞の解消についてお尋ねして、そのときまだ漠然とした大まかな答えしかいただけなかったように記憶しているんですが、今結節点の渋滞の緩和であるとか、そういった部分の具体的な話とかはあっているのかどうなのかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

それと、橋の色は何色かとか、そんなの決まっているんですかね。

それと、盛土についてなんですが、熱海の大事故を契機にこういった法律になっていると思うんですけど、例えば市内の造成工事だとか、そういう工事現場で一時的に盛土する業者とかもひょっとしたらいらっしゃるかなと思うんですが、とにかく盛土をするときは必ず許可というか、工事の工程の中で一時的に土をよけておくような盛土も含めてとにかく全てということなんでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

それと、旦過についてなんですが、設計業者はどういう経緯で決定して、どこになったのか というのを教えてください。

以上、大きく4点です。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画道路担当課長。
- **〇都市計画道路担当課長** 下関北九州道路に関しまして2点質問をいただきました。

まずは、結節点の交通対策でございますが、今回のアセスメントでは資料の6ページにもありますとおり、下関北九州道路、本線としては2万8,200台の交通量で、その横に7,800台と書いておりますが、こちらが西港インターから都市高速、西港町ジャンクション側に通っていく、いわゆる有料に乗っていく車両ということで7,800台、差引き1万7,300台の車が西港町インタ

ーで乗り降りをすると。ただ、これは現在下関北九州道路が無料道路か有料道路か決まっておりませんので、今回のところは交通量を厳しめに見て、アセスメントですので、交通量のより多い無料道路ということを想定して算出をしておりますが、そういう意味で1万7,300、かなりな車両が行き来することになります。

お尋ねの交通対策、どこの交差点でどういう渋滞が生じるか、そういったところに関しましては、より詳細な分析が必要と考えておりますので、今後、現地の交通量調査も含め、交通分析をやって、しっかりと交通対策をやっていきたいと考えております。

それから、2点目の何色かというところでございますが、現状で色は決まっておりません。 今後、事業実施の段階で色などにつきまして決めていくことになろうかと考えております。以 上でございます。

- **〇委員長(泉日出夫君)** 開発指導課長。
- **○開発指導課長** 盛土規制法で市内の造成工事で一時的に置く場合も対象になるのかという 御質問でした。実際、例えばマンションを造る工事がありまして、工事現場で囲っておりましたら、そこは適正に管理されているエリアということで、これは許可の対象外と、許可不要ということになっております。ただ、仮置きの土砂とかといってもそういう囲いもなくて、何年間も置くような、そういう箇所については、きちんと基準を守って安全な状態にしてくださいということで、許可が要るとなっております。そういう仕分でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**神嶽川旦過地区整備室長。
- ○神嶽川旦過地区整備室長 御質問の設計業者につきましては、令和3年度末に公募型プロポーザルを行いまして、現在大建設計、agアーキテクツ、水谷設計の3社による共同企業体により設計を行っております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **〇委員(西田一君)**まず、旦過の設計事務所については、入札のときの結果の資料をすみません。タブレットでいいので送っていただければなと思います。

それと、盛土についてなんですが、今回市長質疑でもお尋ねしたように、土砂崩れが頻繁に起こるわけですよね、小さいのも含めて。そういった土砂も一時的に例えば土砂崩れの起こった方の民地の敷地内とか、そういったところで一時的に土砂を盛土の状態で積むというようなことも想定されるのかなと思っています。そういった場合に、届出なしに盛土をしてというような指導、それから、罰則とかあると、あまりにもこれ泣き面に蜂なので、もちろん市民に対する周知徹底は必要ですが、そういったところの柔軟な対応というのはあってしかるべきかなと思いますが、御見解を伺います。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 開発指導課長。
- **○開発指導課長** 委員おっしゃられました災害時の土の仮置きとか、そういったことはまたちょっと、ルールは多分そういうのはあると思うんですけども、少し確認して、災害時はそうい

う仮置きは不許可になるとかというルールがあったようには思っています。そこは確認して、 そういった場合でも法の規制のいろいろルールの中で、ケース・バイ・ケースはありますけど、 適切に対応していきたいと考えております。以上です。

〇委員長(泉日出夫君)西田委員。

○委員(西田一君)市長質疑のときの御答弁と今の答弁、ちょっと重なるところもあるのかな、もちろん規制とか法律というのはきちっと守らないといけないんですが、やはり緊急の災害対応であり、ましてや市民が非常に厳しい状況であるときに、まさかそこに行って盛土していますよ、駄目ですよというようなことにはならないんでしょうけど、そこは法律があっても、やっぱり運用するのは自治体でもあるわけなので、そういったところは十分留意していただきたいと思います。

それと、北下道路、色はまだ決まっていないということなんですが、色はどなたが決めるんですか。私は、せっかくなんで両岸の市民にアンケートを取ってもいいのかなと思っているんですが、私はちなみに関門橋が白っぽいというか、アイボリーというんですか、白なので、源平合戦にちなんで次は赤かなと思っていますが、誰がいつ決めるのか教えてください。

〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画道路担当課長。

〇都市計画道路担当課長 色につきましては、先ほども御説明しましたとおり、事業の実施段階で決めていくことになろうかと思います。その際、規模の大きな事業でもありますし、市民の関心の高い事業でもありますので、事業主体におきまして広く市民の意見を聞くなどして色が決定されていくことになろうかと思います。

それと、すみません。先ほどお尋ねがあった交通量の件で、ちょっとすみません。訂正をさせてください。私は、西港町インターに下りてくる車が $1\, {
m T7}$, 300と御説明しましたけれども、 $2\, {
m T8}$, 200引く7, 800台ということで、 $2\, {
m T4}$ 00台でございます。訂正させていただきます。以上でございます。

〇委員長(泉日出夫君)西田委員。

○委員(西田一君) それでは、まず、色については、ぜひ幅広く市民に御意見を伺っていただきたいという要望と、もう既に今でも御承知のとおり、朝夕都市高速のランプが非常に混雑しております。特に、下りるときにすごく時間がかかっていますので、そこはもちろんもう重々御承知とは思いますが、渋滞の解消も含めての北下道路の整備になることを要望します。以上です。

○委員長(泉日出夫君)ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会をいたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ⑩